

## 隣地から越境した木の枝の取扱いについて

これまでは、隣の土地から境界を越えて木の枝が伸びてきた場合、自分で切り取ることはできず、その木の所有者に切ってもらうか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行の手続きをとる必要がありました。

2023年4月1日施行の改正民法により、隣地から自分の家の敷地内に木の枝が越境してきた時、以下の要件のいずれかに当てはまれば、越境された土地の所有者が自ら木の枝を切ることができるようになりました(改正後の民法第233条第3項第1号～第3号)。

### 原則 木の所有者に越境した部分を切るよう願う

- 1 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき(所有者に越境した木の枝を切るよう願ったが、相当期間が経過しても切ってくれないとき)
- 2 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき(越境した木の枝の所有者が誰なのか、どこにいるのかが、法務局で登記などを調べても分からないとき)
- 3 急迫の事情があるとき(急いで切らなければならない事情があるとき)



## 越境した木の枝を自分で切ることができる要件

**原則！！**

所有者に切ってもらようお願いする

①

お願いしたが切ってもらえない

所有者に催告書を送付する

相当期間(※1)経過しても対応してもらえない

②

越境した木の枝の所有者が誰なのか、どこにいるのか、法務局で登記などを調べても分からない

③

急いで切る必要がある  
(災害等により建物に被害が及ぶ可能性がある場合など)

越境した部分について、木の枝を自分で切り取ることができます

※1: 枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案によるが、基本的には2週間程度と考えられている。

枝の切り取りを検討されている方へ

ご自身での枝の切り取りに関して、分からないことがあったり判断に悩まれた場合は、事前に弁護士等にご相談ください。

摂津市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に、弁護士による法律相談(1回30分)を実施しています。相談は無料、秘密は厳守します。詳しくは自治振興課(TEL:06-6383-1357)まで。